

新旧対照表

○千葉県道路交通法施行細則

改正後	改正前																
(交通規制の対象から除く車両) 第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 道路標識等による規制 (<u>令第11条及び第27条第1項に定める最高速度</u>を超える法第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制<u>並びに</u>法第46条の道路標識による停車可又は駐車可の規制を除く。) の対象から除く車両は、次のとおりとする。 ア 警衛列自動車 イ 警護列自動車 (2) 最高速度の規制 (<u>令第11条及び第27条第1項に定める最高速度を超える法第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制を除く。)</u> の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車とする。 (3)及び(4) (略) 2から9まで (略) 別表第3 (第6条の2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名等</th><th>区間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>県道八街三里塚線</td><td>八街市八街字追分台に242番6地先から<u>成田市西三里塚1番1, 052</u>地先まで</td></tr> <tr> <td>県道成田小見川鹿島港線</td><td>成田市寺台字川向67番4地先から取香字光福寺467番1地先まで及び成田市取香字井戸作</td></tr> </tbody> </table>	路線名等	区間	(略)		県道八街三里塚線	八街市八街字追分台に242番6地先から <u>成田市西三里塚1番1, 052</u> 地先まで	県道成田小見川鹿島港線	成田市寺台字川向67番4地先から取香字光福寺467番1地先まで及び成田市取香字井戸作	(交通規制の対象から除く車両) 第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 道路標識等による規制 (<u>高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時</u>を超える法第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制 (<u>令第27条の2に規定するものにおける規制を除く。)</u> <u>及び</u>法第46条の道路標識による停車可又は駐車可の規制を除く。) の対象から除く車両は、次のとおりとする。 ア 警衛列自動車 イ 警護列自動車 (2) 最高速度の規制の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車 (<u>高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える速度で進行するものを除く。)</u> とする。 (3)及び(4) (略) 2から9まで (略) 別表第3 (第6条の2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名等</th><th>区間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>県道八街三里塚線</td><td>八街市八街字追分台に242番6地先から<u>富里市御料字葉山750番4</u>地先まで</td></tr> <tr> <td>県道成田小見川鹿島港線</td><td>成田市寺台字川向67番4地先から取香字光福寺467番1地先まで及び成田市取香字井戸作</td></tr> </tbody> </table>	路線名等	区間	(略)		県道八街三里塚線	八街市八街字追分台に242番6地先から <u>富里市御料字葉山750番4</u> 地先まで	県道成田小見川鹿島港線	成田市寺台字川向67番4地先から取香字光福寺467番1地先まで及び成田市取香字井戸作
路線名等	区間																
(略)																	
県道八街三里塚線	八街市八街字追分台に242番6地先から <u>成田市西三里塚1番1, 052</u> 地先まで																
県道成田小見川鹿島港線	成田市寺台字川向67番4地先から取香字光福寺467番1地先まで及び成田市取香字井戸作																
路線名等	区間																
(略)																	
県道八街三里塚線	八街市八街字追分台に242番6地先から <u>富里市御料字葉山750番4</u> 地先まで																
県道成田小見川鹿島港線	成田市寺台字川向67番4地先から取香字光福寺467番1地先まで及び成田市取香字井戸作																

	361番1地先から香取郡多古町十余三字赤池 282番1地先まで
<u>県道八日市場八街線</u>	<u>山武郡横芝光町篠本字田中崎1,070番2地 先から字山ノ崎1,416番地先まで</u>
(略)	
県道富里酒々井線	印旛郡酒々井町尾上字深田811番3地先から富 里市七栄字新込4番4地先まで
<u>県道横芝下総線</u>	<u>成田市多良貝245番410地先から吉岡字 西ノ向1,217番1地先まで</u>
(略)	
横芝光町道I—1号 線	山武郡横芝光町姥山483番1地先から遠山409 番5地先まで
<u>横芝光町道I—19 号線</u>	<u>山武郡横芝光町篠本字山ノ崎1,413番1地 先から母子字中母子348番1地先まで</u>
(略)	

	361番1地先から香取郡多古町十余三字赤池 282番1地先まで
(新設)	
県道富里酒々井線	印旛郡酒々井町尾上字深田811番3地先から富 里市七栄字新込4番4地先まで
(新設)	
(略)	
横芝光町道I—1号 線	山武郡横芝光町姥山483番1地先から遠山409 番5地先まで
(新設)	
(略)	